

# 公 告

分任契約担当  
陸上自衛隊旭川駐屯地  
第343会計隊長 福島 将臣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
5LX71BC00270		5MH01C51107 0001				7	
品名 または 件名							
一般廃棄物処理役務（可燃物） ほか1件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
予定数量	単位	銘 柄	使用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
93.00	UN						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
旭川駐屯地、近文台弾薬・燃料支処				旭川駐屯地、近文台弾薬・燃料支処			
搬 入 場 所				納 期 または 工 期			
旭川駐屯地、近文台弾薬・燃料支処				令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊旭川駐屯地 第343会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和7年3月12日（水）9時30分 第343会計隊 入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

エ 全省庁統一資格審査申請において「役務の提供」の「D」以上の資格を有する者。

オ 防衛省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

カ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する物品等の契約から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### (2) 適用する契約条項

駐屯地標準契約書「役務請負契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」

### (3) 保証金等に関する事項

ア 入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

イ 契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

### (4) 落札決定方法

「単価」による。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の1

00に該当する金額を入札書に記載すること。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(5) 入札の無効

- ア 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
- イ 入札に関する条項に違反した入札。
- ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札。
- エ 入札書の単価が訂正されているもの。
- オ その他入札に関する条件に違反した入札。
- カ 入札心得に記載されている「暴力団排除に関する誓約事項」の誓約に虚偽があった場合の入札。

(6) 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を作成する。

(7) その他

- ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印した時とする。
- イ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- ウ 暴力団排除に関する誓約事項については、北部方面会計隊ホームページの契約及び入札心得にて確認すること。
- エ 郵便による入札は認めるが、令和7年3月10日(月)17:00までに会計隊契約班へ必着とする。
- オ 再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。
- カ 入札に参加する際は必ず登録印鑑をご持参下さい。(郵送の場合を除く)
- キ 本入札は、感染症対策のため、郵便入札を推奨する。

(8) 入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊旭川駐屯地 第343会計隊 契約班 (担当:大久保)

T E L : 0 1 6 6 - 5 1 - 6 1 1 1 (内線 3 3 4 8)

F A X : 0 1 6 6 - 5 1 - 6 0 4 0

M a i l : 343fin-na@inet.gsdf.mod.go.jp

※メール送信される場合は電話連絡を併せてお願いいたします。

(9) 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所: 旭川駐屯地会計隊、旭川商工会議所

北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>

イ 掲示期間: 令和7年2月25日 ~ 令和7年3月11日



仕様書番号 業管第7号	仕 様 書		作 成 年 月 日
			令和7年2月18日
役 務 件 名	一般廃棄物処理役務	作 成 者	陸上自衛隊旭川駐屯地 業務隊管理科 村上事務官

- 1 廃棄物発生場所 旭川市春光町国有無番地 陸上自衛隊旭川駐屯地（13箇所）  
旭川市字近文7線1号 陸上自衛隊近文台分屯地（弾薬）（1箇所）  
旭川市字近文5線2号 陸上自衛隊近文台分屯地（燃料）（1箇所）
- 2 役務概要 一般廃棄物の収集・運搬及び処分
- 3 総 則 本仕様書は、一般廃棄物処理役務について必要な事項を規定する。
- 4 役務内容 下記の表の一般廃棄物について、適正に処理する。

No.	種 類	規 格	予定運搬回数	備 考
1	可燃物	燃やせるごみ、 生ごみ	93回(毎週火・金曜日)	祝祭日及び4/26～ 5/6、8/9～8/17、 12/20～1/4は除く。 ※細部は収集予定表 による。
2	プラスチック製容器包装	プラマーク付き	22回(第1・3月曜日。ただし、7・9月は第4月曜日)	

- 5 一般事項
- (1) 本役務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、その他関係法令及び本仕様書を遵守するものとし、疑義が生じた場合はすべて官側と協議しその指示に従う。
  - (2) 本役務の可燃物の処分費用については、旭川市からの「ごみ焼却処分手数料」によるものとする。その際、近文清掃工場から発行される「一般廃棄物（ごみ）計量伝票」を添付し、ひと月分の数量を明示するものとする。
  - (3) 本役務のプラスチック製容器包装については、収集量が明示された計量伝票を添付し、ひと月分の数量を明示するものとする。
  - (4) 本役務に関しての事故等については、受注者側の責任とする。
  - (5) 収集・運搬及び処分に関しては、本契約分のみの積載とし、他と混合しないものとする。
  - (6) 軽微な変更が生じた場合の金額の変更はしない。
- 6 提出書類 必要な書類は官側の指示に従い提出する。
- 7 完了検査
- (1) 本役務は役務検査官が検査する。
  - (2) 不備があった場合は、早急に手直し等を実施する。

## 装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。